

平成 16 年度第 1 回理事会議事録

日時 平成 16 年 4 月 12 日 (月) 7:00~8:30

場所 ホテルグランパシフィックメリディアン 29 階「銀河」

出席者

会 長：野澤志朗

新会長：藤井 信吾

副会長：田中 憲一、丸尾 猛

理 事：麻生 武志、石塚 文平、石丸 忠之、伊藤 昌春、稲葉 憲之、植木 實、
大濱 紘三、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、木下 勝之、工藤 隆一、
佐藤 章、鈴森 薫、武谷 雄二、野口 昌良、星 和彦、本庄 英雄、
村田 雄二、和気 徳夫

監 事：荒木 勤、中野 仁雄

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：植田 政嗣、小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、
澤 倫太郎、清水 幸子、杉浦 真弓、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、
平川 俊夫、平田 修司、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会幹事：伊東 宏晃、佐川 典正、高倉 賢二、樋口 壽宏、藤原 浩

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

専門委員会委員長：池ノ上 克、金澤 浩二、深谷 孝夫、吉川 裕之

名誉会員：桑原 惣隆、高橋 克幸、滝 一郎、武田 佳彦、永田 一郎、前田 一雄、
Yoon Seok Chang

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、中井みゆき

午前 7 時 00 分、理事総数 23 名中、23 名が出席し定足数に達したので、野澤会長が開会を宣言した。

藤井新会長が議長となり、議事録署名人として、落合和徳、岡村州博の常務理事の 2 名を指名し承認を得て議事に入った。

冒頭、神戸大学医学部周産期センター助教授^{おはらのりゆき}小原範之氏を幹事として追加委嘱することを諮り、承認の上、入場して頂いた。続いて、上記総会幹事の委嘱について諮り、承認の上、入場していただいた。

協議事項

1. 会長・副会長の業務分掌

1) 学会のあり方検討委員会委員長

藤井新会長が自らの留任を諮り、承認された。

2) 倫理委員会委員長

田中副会長の留任を諮り、承認された。

2. 新副会長への業務委嘱について

丸尾 猛副会長を学会のあり方検討委員会の副委員長とすることを諮り、承認された。

3. 理事会内委員会について

1) 学会のあり方検討委員会

藤井新会長「産婦人科医師数が足りないことに鑑み、産婦人科医療全体のあり方を今後も精力的に継続審議していきたい」

2) 広報委員会

佐藤理事「統計の一元化、インターネットによる産婦人科医療の国民への情報提供などを考えている」

3) 第 20 回 AOCOG 組織委員会

武谷理事「コンベンション会社（ICS）との契約書が承認されたので、これに基づき活動を開始する。まずは、2005 年 AOCOG 韓国大会が参考になる」

なお、定款改定委員会は、第 56 回総会で定款改定案が議決承認されたのに伴い解散することが確認された。

4. その他委員会委員の変更及び追加委嘱について

藤井新会長から

「三重大学 豊田長康教授の学長就任予定に伴い、同教授が委嘱されている平成 16 年度各種委員会委員につき辞退の申し入れがあったが、後任につき、各所属の委員長に伺ったところ下記の回答が第 4 回理事会で承認されたので、平成 16 年度の委員として委嘱する。

学術企画委員会委員（平成 16 年度）の後任は、欠員とする。

周産期委員会委員（平成 16 年度）の後任は、三重大学 杉山 隆助教授。

教育・用語委員会委員（平成 16 年度）の後任は、日本大学 山本 樹生教授

筆記試験問題選定委員会委員（平成 16 年度）の後任は、日本大学 山本 樹生教授」
との報告があった。

5. その他

藤井新会長から、学会における業務を学術と教育に特化したいとの提案がなされ、審議に入った。

藤井新会長「色々な学術的な問題が起きた時に、日本産科婦人科学会がその問題に関して回答を用意するという窓口が一つ必要だと思う。実際、今までは学術企画委員会という場が学術企画について相当な仕事をしてきたが、今後は学会会場が固定化され、学術集會長の権限がかなり特化されるということになり、仕事が少し変わってくる。この学術企画委員会を学術部というような名称にして（現在は定款上名称を変えることはできないが）、学術的な問題が起きた時にそれを解決する総窓口として、今年度から少し幅を広げてやっていただきたい」

和氣理事「主旨に賛成である。その際には少なくとも専門委員会の委員長を学術企画委員会の委員として就任していただくか、あるいは出席をしていただくという手続きが必

要であると思う」

藤井新会長から「専門委員会の委員長に学術企画委員会の中に入って頂き、問題を解決していくという方向性でいく」との発言があり、これを承認した。

藤井新会長から「これまでは編集の仕事にかなりのエネルギーを費やしてきたが、編集の仕事に変化がみられている現在、教育にエネルギーを振り向け、これを編集の中でやって頂く事はできないであろうか。専門医制度委員会の中には、卒後研修や生涯研修というような教育に関する研修小委員会がある。このような仕事をある程度集約し、編集業務を教育に特化したものに変えていきたい。これにつき、定款の施行細則を少し改定していかなければならないため、庶務の協力を得ることとする」との提案があり、これを承認した。

次に、**藤井新会長**から、「産婦人科の日」を制定したいとの提案がなされ、審議に入った。

藤井新会長「産婦人科の日というものを制定したい。社会的にも産婦人科を認知していただくために、そういう日を制定したいと思う」

落合理事「確かに耳の日とか目の日とかがあるが、産婦人科の日というような科がつく名称については、問題があると思う。うまいネーミングが必要である」

藤井新会長「もし制定するとすれば、今日の理事会である程度決めていただき、全国一斉に何らかのアピール活動ができればよい。例えば、3月3日は雛祭りなので、前日の3月2日を産婦(さんぷ)の日とするのは如何か」

武谷理事「具体的にどういうことをする必要があるのでかということ議論していただかないと、ネーミングも思いつかない。もし制定するならば、女性の日とか母子の日とか、産婦人科がやんわりとサポートし、社会全体が関心を持つようなネーミングを考えた方がよい」

藤井新会長「産婦人科の日には、子宮癌検診を受けましょうとか、何かアピールする日にちを設定したい。もしできたら、全国一斉に啓発活動をする日にしたい」

村田理事「目の日とか耳の日があるが、子宮の日、卵巣の日は適していないとすると、妊婦に目を向け、今の少子化に対して妊婦を大切にしようという妊婦の日は如何か」

藤井新会長「妊婦の日ならば2月2日がよい。産婦の日ならば3月2日がよい」

荒木監事「私は2年前に読売新聞の論点に、命の日、生命の日を制定し、その日は国民の祝日にしてほしい旨をアピールした。我々産婦人科は、命のスタートに参与している。その日は墮胎中絶、虐待などを考える日とするように国に働きかけたところ、つい1ヶ月前に、坂口大臣が非常に乗り気で、命を考える国民の祝日の日にしてもいいという発言があった。これが国会にあがるまでには時間がかかることを、お知らせしておきたい」

藤井新会長「それは命全体でのお話ですね」

荒木監事「胚も同じように生命と考え、命を大切にとり扱おうという主旨の提案である」

岡村理事「日も大事だと思うが、点ではなく線で考えるとすると、例えば女性健康週間という名称も一つの考え方かと思う」

藤井新会長「一点だけではなく、線についても考えていいと思う。ある日にちを制定することと、女性の健康週間というものを設けていくこと。二つあってもいいと思う」

和気理事「従来から問題になっている産婦人科の抱える様々な問題点をアピールするためには、そういう日があった方が間違いなくいいと思う。点であろうが、線であろうが、やはり設けてみるべきであると思う。ネーミングについては、やはり一般の国民が受け入れやすい、妊婦、産婦というようなものになると思う」

藤井新会長「少子化に向け、不妊についてはどうするのかという問題も起きてくることが予想される。産婦人科の日は、産婦人科診療全般についての理解を求める日と考えたい。やはり、雛祭りの前日がいいと思うが」

嘉村理事「産婦（さんぷ）とすると妊婦さんとか産婦さんを思い浮かべるので、産婦（さんぷ）の方がいいと思う」

藤井新会長「産婦人科を理解して頂ける日として、3月2日を考えたい。産婦人科診療の社会への理解を求めるということで、如何か」

大濱理事「藤井新会長が産婦人科の活性化の一つとしてこういう提案されることに対して反対ではないが、産婦人科全体が理解をしないと、役員が決めてもなかなかついていけない。産婦人科医会とも連絡会を作り、早急に会員全体にお知らせをしながら集約していくのがいいと思う」

藤井新会長「日にち、キャンペーン期間の制定などを、医会と連携して進めていくということではよろしいか。医会側もそれでよろしいか」

清川総会議長「藤井新会長の提案に対し理解はするが、いいお産の日として11月3日が考えられており、その情報はすでに流れている。そういうことも念頭においてほしい」

藤井新会長「日にちが決まれば、その日に産婦人科の各地方部会で同じような行事をすることができたらと思っている。産婦人科としての行事をして、産婦人科がある程度認識されるようなことをしていきたい。本日決定することは難しいので、医会と検討した上で、日にちの設定をしていく方向でよろしいか」

石塚理事「地方部会ごとに内容と名称の案を出してもらってはどうか」

藤井新会長「あまりゆっくりとこういうことを決めるのはよくないと思う。なるだけ早く意見を集約し決めるという方向をとらせていただきたい」

木下理事「こういう日を設けましょうという提案は、産婦人科がかなり切羽詰まった状況にあるという認識に立っているからであると思われる。産婦人科医の数は減り、女性医師の比率が高くなるなどの問題があり、社会にどのようにアピールしていくのかということを含めての考えであると思う。名称は大して重要ではなく、危機意識をもちあって共に問題を解決していくのが重要である。そういう意味で、我々全員が賛成し、まず始めることである」

藤井新会長「これは、以前産婦人科医師数が足りないという話をした時に、ある人から産婦人科の日の制定を示唆されたことがきっかけになっている。この2年間のあり方検討委員会での調査の結果、産婦人科の男性医師が減少していることが判明した。本当にこれから産婦人科を支えていけるのか懸念される。男子学生にも産婦人科学に目を向けてもらうために、特定の日を制定したい。木下先生にサポートしてもらいましたが、如何か。すぐに決めてしまい、走ってみるのも一つの方法だが、中野監事の御意見を賜りたい」

中野監事「大賛成。この場にて全員一致でお決めいただいて、あとは手順について粛々と進めればよい。4月1日から国立大学は全て独立法人化し、どの大学もまずロゴを決め、衣装の登録もしている。コップ、マグカップも売り出そうと、世の中は変わっている。我が学会も変わって当然。大賛成」

藤井新会長「まずスタートしてみる、産婦人科の日を制定し産婦人科をアピールするということが如何か」

佐藤理事「産婦人科の日と言っても、国民は何の日か理解しないと思う。なぜこの日が必要なのかということをお先に考えるべきで、日本産科婦人科学会と医会で摺り合わせをした方がいいと思う。日本産科婦人科学会がいいことをしていれば、何も特別な日をつくらなくても、それ以上する必要はないと思う。これだけ多くの問題を起こしている産婦人科を全国で知らない人はいない。学問を皆に示すことがもっと大切なことであり、特別な日を作る必要はないと思う」

藤井新会長「色々な御意見があると思う。なかなか決まらないが、産婦人科医会と摺り合わせをするかということについていくか」

中野監事「決まらないのは、日にちとか、2年に1回にするとか、具体的な手続きでしょう。ここで大事なことは、木下先生がさっきおっしゃったように、我々が迎えつつある負のベクトルをどのようになおすか。我々が職業的、専門的、政治的、経済的な成功だけを目指すのではなく、国民に対するサービスの安定供給を責任をもって考えようとするシンボルとして、こういうことを議論しているのだから、この基本路線に反対する根拠はどなたにもないと思う。そうすると、あとはどう決めるかという含みを残して、ただし来年決めようかというのではなくて、例えば1週間後、例えば1ヶ月後までにはということ、このあたりで皆さんのコンセンサスをまとめることはできると思う。私は国立大学法人化の話をしたが、佐藤常務理事は広報を担当して、日本の中の産婦人科の動向、そういうことの御懸念からさきほどのような御発言があったのだらうと思う。是非、広報の一環として産婦人科が社会的に存在することを考えながら、我々が今までしてこなかったような武器を身につけましょうというような提案だらうと、藤井新会長の話を受け取っている」

佐藤理事「何とかの日というのは、国民皆がその意味を理解し行動している。産婦人科の日といっても、何の日か。耳の日は耳を大切にしましょうということをやっている。我々のための日ではなく国民皆で考えようという日を作るならよいが、産婦人科の日では、産婦人科だけが目立とうと思われる。そういう意味での日を作るのは反対である。我々の商売というのは縁の下での力持ちであり、表に出る必要はないと思う」

和氣理事「反論がある。今の産婦人科が抱える問題を真摯に考え、解決しようとするならば、国民からの方向性と産婦人科専門医からの方向性と両方あってしかるべきと思う。何々の日というのは別に国民からだけの方向性で決まるのではなく、我々が提唱してこの日に産婦人科という医療を考える、最初のきっかけにしようということである。これは我々の自由な権利であり、国民すべてが納得する必要はないと思う。我々がこの日を産婦人科が抱える様々な問題を解決するための日と設定すればよい。その運動が広がれば、やがて国民のものになるかもしれないと思う」

藤井新会長「次回の理事会が6月にある。6月までの間にこのことを決めるという方向でよろしいか。私としては一日でも早くものを始動した方がいいと思うが、意見もなかなか集約しないので、もう少し考える時間をおきたいと思う。医会ともまたワーキンググループを作って、6月の理事会までにはなんらかの形にしたいと思う」

木下理事「佐藤先生の大変強い口調の御意見もよくわかるが、それであるならば、代案をお示しいただきたい。我々産婦人科医は皆共通の問題を抱えており、別に目立とうというわけではない。もっと建設的に、それを変えていったらどうかという意見を賜りたい。今度の時までにお伺いしたい。我々産婦人科医が裁判に巻き込まれたり、鑑定人になった

り、社会的な責任を持つようになってきており、学問だけの世界ではなくなっている。このような問題は医会に任せるという考え方もあるが、学会とは役割も違う。産科婦人科学会としてもそういう姿勢をもつというのは当然であり、そういう視点から是非建設的な御考えを示していただきたい」

以上の討議を踏まえ、6月までの間に問題を検討していくことが了承された。

次に、**藤井新会長**から、学会内規違反に対する懲戒制度を設けたいとの提案がなされ、審議に入った。

藤井新会長「今回の総会でも、大谷医師の処罰の問題があがった。この処罰に関して、学会にはきっちりした処罰の規則がなく、除名か嚴重注意という形しかとれなかった。ところが、今後生殖医療に関して厚生労働省から補助金が拠出されるにあたり、ある程度の歯止めをかけられるシステムもできるかもしれない。会告違反は生殖医療に限ったことではない。今回の総会で野澤会長が行われた新専門医の宣誓式において会告遵守が謳われていた。このように宣誓した新専門医が今後生まれてくるにあたり、学会内規違反に対する懲戒制度をこの1年の間に作っていきたいと思う。それを運営企画委員会、庶務で御検討いただきたいが、如何か」

田中副会長「確かにそういうことを痛感している。それは、学会の定款そのものに触れてくる根幹の問題ではないかと思う。本会の目的、事業は診療のことはほとんど触れておらず、学術的なことが中心である。例えば、生殖医療の登録調査において自己規制を学会の機能として一部加えることは大事だと思う。本会が学術集団であるだけでなく、社会から求められている職能集団でもあることを考えると、会長のリーダーシップをもって、そういう方向にいくのであればそれがいいと思う」

藤井新会長「その意味でも定款の中にどのような形で盛り込むことができるかということ運営企画委員会で考えていただかないといけない面があると思う。そういう方向での検討をこの一年間重ねていくということでもよろしいか」

落合理事「実務的には今の田中副会長がお話になった事業とか目的といった、本会の根幹に関わる問題にもなるので、そういうところを仮にいじるとすれば単なる運営企画というよりも、きちんと定款を見直す方向でいくべきかと思う。来年度から理事長制が導入されることに伴い、本会の目的事業というものを、この1年間、運営企画としてはきちんと見直さなければいけないと思う。実際にこの理事会の運営に関しても内規があるが、これも新理事長制に向かい改定ないし新規に作っていかねばならないと思う。その一環として理事会内にきちんとした委員会を設けることを提案させていただきたいが、如何か」

藤井新会長「かなり重大な問題であり、運営企画だけではというのが今の落合理事からの話である。今まであった定款改定委員会は解散したが、この定款改定委員会をもう一度作るべきかと思う」

野澤会長「学会も医会も学術的な面と職能的な面があるが、おのずとその比率が違っている。そういうところから考えると、学会だけの委員会でいいのかどうか、両者で構成するワーキンググループを作り、十分な意志の疎通をもって色々考えていただきたいと思う」

武谷理事「学会の中の懲罰は、確かにまったくこれまで規定もないし、前例もない。懲戒制度がこれまでなかったから対応が不十分であったというのは当然であるが、もしきちんとそういう制度を設けるのであれば、その前提として十分な調査をすべきである。懲

罰に関する規約を急いで今作るというよりも、法に照らした人権の問題、懲罰の対象となる人をどのように弁護するのか、公益法人として懲戒制度を設けた場合の法的効力など、十分に調べた上で検討されるのがよしいと思う」

以上の討議を踏まえ、学会内懲戒制度の制定に関して、新たに結成される定款改定委員会とともにワーキンググループで検討していくことが了承された。

次に、**藤井新会長**から、生殖医療の外部評価機構を設けたいとの提案がなされ、審議に入った。

藤井新会長「現在、生殖医療の施設認定を行っているのは日本産科婦人科学会である。ところが施設認定をした後に評価を行っていない。何らかの形で生殖医療に関して評価をする機構というものを作る事ができないかと思っている。どのような評価をどのような形で認可したらよいかということもなかなか難しい問題を含んでいるが、最終的には厚生労働省の役人にも入っていただくという形をとり、第三者も入った生殖医療評価機構を作る。実際に立ち入り調査を完全に行うことはなかなか難しいが、評価機構ができるということ自体が自制を生み、一つの大きな歯止めになる可能性があると思う。こういう機構の設置を考えているが、如何か」

嘉村理事「例えば癌の治療に関して、JCOG という組織が厚生労働省の国立がんセンターの中にある。そこで多施設共同研究を行う場合、各施設に監査報告書の提出を求めたり、実際に監査をしているが、それをイメージすればよいのか」

藤井新会長「きちっとした年次報告を受けるといった報告システムも倫理委員会で考えていただきたいと思う。詳細な報告の中で、問題があれば評価しなくてはいけないのではないかと思う」

岡村理事「評価ということは非常に大事だと思うが、その中でペナルティを科すということではなく、如何に前もって逸脱した行為を予防するかというような概念でものを考えていただきたいと思う」

藤井新会長「予防と再教育という意味を含めることが大事で、単なるペナルティではなく、我々が自制していけるような組織作りができたと思う」

佐藤理事「藤井先生がおっしゃることは非常にいいことだと思う。我々もやろうと思っていたが、なかなかできなかった。経済的な面もあるし人的な面もある。是非やってもらいたいと思う。しかも今度は生殖医療に国が補助金を出すことになっており、国自体にもしっかり点検するシステムを作ってもらいたい。何事においても、国は許可した後に全くチェックしない。国にアピールするような組織を作ってもらいたい」

藤井新会長「まさにその通りであり、我々が作ったものを厚生労働省に売りにいくということも一つのやり方ではないかと思っている。まず我々の中に第三者機関、最初は厚生労働省の役人に入ってください、一緒に考えていきたいと思う。そのような生殖医療を評価する機構を理事会内委員会として起こしていくことを提案させていただきたい」

木下理事「イギリスのチェック機構は、極めて効率良くしかも的確にやっている。しかし、倫理的なことを含め、産科婦人科学会と不妊学会と受精着床学会の間には見解の相違が実際にある。同じ対象に対してスタンスが違うというのは、おかしな話である。不妊学会が我々に全て委嘱することに異義がないのであればいいが、一方的に我々で決め、不妊学会では関係ないというのでは困る。この際、連携して行動していただきたい」

藤井新会長「連携するにしても、施設認定は産科婦人科学会が実施していることに大きな問題がある。本会が重要な鍵を有しており、この立場で他学会と連携していきたいと思っている」

和気理事「原則は大賛成である。あとは方法論の問題だと思うので、委員会においてその方法論をどのように駆使していくのか考えればよいと思う」

藤井新会長「まず理事会内に委員会を作るが、中にいつまでも置いておく委員会では決していない。今日お認めいただけたら、人選などを考えていきたい」

武谷理事「基本的には、本学会の自浄能力を示すための評価機構の設立に賛同する。昨日の講演で、韓国、台湾、シンガポール、中国、オーストラリアの評価システムが紹介された。評価機構の中心は、産婦人科ではない。患者の会、政府役人、弁護士などの第三者で構成され、産婦人科医が一部アドバイザーとして入っている。世界的にはそのような評価機構が作られる趨勢だと思う」

中野監事「各県医師会長のもとに専門団体として産婦人科医会有がある。類例としてそのことを頭におきながら、評価機構を作り、発展させていくのがよい」

藤井新会長「世界でも相当な数の生殖医療が行われている日本において、またこれから経済的なサポートが行われるなか、様々な問題が野放しでよいかどうか、国民に対して我々の姿勢を示すことは重要だと思う。是非、これからそういう取り組みをするという方向でやらせていただきたい」

木下理事「補助金が都からも国からも出することは、よいことであるが、反面、国からの規制を招くことになり困ることでもある。国の調査機関とか評価機関ではなく、あくまでも民間ベースがよい。政府役人が中心になることは、是非やめていただきたいと思う」

以上の討議を踏まえ、生殖医療を検証する外部評価機構の設立に関して理事会内で検討していくことが了承された。

次に、**藤井新会長**から、倫理に関する会告の見直しについて提案がなされ、審議に入った。

藤井新会長「倫理に関する会告を時代の流れに沿って見直す作業を始めたい。田中倫理委員長からもそのような見直しが必要というご意見をいただいている」

田中理事「会告の見直しについては数年来言われてきており、実際、倫理委員会において一部会告の見直しを行った。新会長には、倫理委員会あるいは理事会からもう少し輪を広げ、代議員会あるいは各地方部会にまで諮問をして会告の見直しのご意見をいただきたいと、御願ひしてある」

藤井新会長「もう一度意見を広く求めて、会告全体について広くご意見をいただき、それを集約していきたい。これは、倫理委員会でやっていただけるのか」

田中理事「理事会でお認めいただければ、案を倫理委員会で作り理事会に提出する」

以上の討議を踏まえ、倫理に関する会告の見直しに関して、代議員会、地方部会に広く諮問をした後、倫理委員会で検討していくことが了承された。

次に、**藤井新会長**から、女性代議員の数をふやすべきではないかという提案がなされ、審議に入った。

藤井新会長「女性医師が増えているにもかかわらず、女性医師が代議員として選出されないという意見が総会に出ていた。女性医師がどのように代議員の中に入れるかということも、これから考えていかなければならない。地方部会での代議員の選出方法の変更、運営委員会による新しい選出規定の作成などで対応できないか。これだけ高い比率で女性の医者があるのに、代議員が二人とか三人というのは問題があるのではないか。意見を賜りたい」

石塚理事「最初から何%は女性にするという縛りがあった方がよい。そうすれば女性のモチベーションもあがり、色々な面で参加してくると思う」

藤井新会長「縛りをつけるというのが、一つのご意見として出てきた」

大濱理事「二通りの考え方がある。民主主義でやってきたのだから今まで通りでよいという考え方と、今御意見があったように学会として何か指針を打ち出すという考え方の二つである。大学でも法人化する時、女性教官の登用をはかるという国の方針を押し付けられた。女性代議員の積極的な登用という産科婦人科学会の方針を自発的にアピールすることは、意味のあることだと思う。先日の女性専用外来に関するランチョンセミナーにおいて、アメリカの女性専用外来は、女性の医療をするという目的だけではなく、女性医師の地位を高めるために立ち上げられたという内容が話された。女性代議員の登用がスムーズにいくようなルートを作り、そのうえで女性医学の発展を目指すのがよい。是非前向きに考えていただきたい」

田中理事「総論として女性の役員を求めるということには大賛成であるが、縛りをつけるということは逆差別になる。男女共同参画というのは、男女を区別しないで同じように扱うということが根本理念ということになるので、役員・理事会の中に女性の人材を求めるという総論的な呼び掛けの方がよろしいような気がする」

石丸理事「女性の代議員が少ないので登用を考えるというのは賛成だが、そういうルール作りを地方部会に任せるのは、地方部会の特質上なかなか難しいことである。何%以上というルール作りは、中央で作成した方がよい」

石塚理事「方針だけ示して具体的な縛りとつけないと、例えば大学の医局において女性のスタッフに早く育ててほしくても、色々な障害があって育ててこない。ある程度の縛りをつけないと、ついてきてくれない。石丸先生の意見に大賛成で、中央で縛りを作るべきであろうと思う」

藤井新会長「女性代議員の比率を全体の何%にするか中央で決めるという案と、推薦枠など何らかの形で女性理事に入らせていただくという案がある。これを一つの検討課題とすることでよろしいか。今すぐに何%と決めることはできない」

麻生理事「それは結構だが、女性自身はどう思っているのか、それがまず大事である。この学会中にも女性医師の会を開いている。彼女等が何をしているか、私達が知らないということもまた問題だと思う」

藤井新会長「女性医師の会に招待していただかなければわからないと、私は言ったのだが。事情を聞いたところ、やはり女性代議員の数を増やしてほしいという意見があり、いきなり理事までは考えていないということであった。そういうわけで、女性代議員の数を増やす道をこれから考えていかなければならない」

星理事「代議員は民主的に選ばなくてはいけないという規約がある。そういう特別枠を作るというのは、かえって民主的にならないと思う」

平岩弁護士「定款や定款細則の中に役員を選任規定があるので、その選任規定に反する形で今すぐに%と決めることはできない。ただ、会長の方針、理事会の方針として強く打ち出して地方部会に要請するというのは構わない」

藤井新会長「どうもありがとうございました。非常に明解なお答えで」

落合理事「代議員は会員の代表であり、ジェンダーだけではなく、職域も考慮されなければならない。女性会員自体はまだ少ないが、勤務医の方とか、大学勤務の方とか、広い領域から選んでいただきたい。その中には女性も入ってくるという基本方針を改めて理事会として要望することが第一ではないかと思う」

藤井新会長「まず、定款を変えなくてはならないということは、今年にはできないということだ。それは理事会内で検討していくということにして、本日の地方部長会で、女性代議員の選出も十分考慮していただきたいということをお伝えすることはできる。そういう方向でよろしいか。これからどのような形で女性を登用していくかということは、内部的には運営企画で宜しく願いたい」

以上の討議を踏まえ、女性代議員の積極的な登用に関して検討していくことが了承された。

次に、**藤井新会長**から、学会がもつ医療統計について提案がなされ、審議に入った。

藤井新会長「日本の産婦人科医療におけるすべての分野で統計がないと思う。これは何%かというときに、すぐに答えられないという日本のもどかしさがある。学会の中にすべての医療統計がとれるだけのデータを持ちうる必要がある。周産期統計、腫瘍統計など色々行われているが、開業されている先生のレベルまで全部広げ、登録施設以外も含めた全国調査ができるかどうか考えている。これについて意見を賜りたい」

田中理事「専門委員会でやっていただくということは如何か」

藤井新会長「すべての医療機関がアニュアルレポートを学会に提出することになるかと思う。そういうことは、越権行為になるだろうか」

中野監事「昨年度の学会を主催したおり、会長講演の中で「あり方検討委員会のプロダクト」というものを報告させていただいた。その中で、メタアナリスという解析可能な統計データが日本にはないので、これを作らなくてはいけないということを提言した」

木下理事「今では国から、特別な難しい手術が何件あるか公示するように言われている。大学病院や公的な大きな病院では通常、臨床統計をとっていると思うので、そのフォーマットをきちんとして出されていくのは、病院として当然である。学会がそういうスタンスで提言していくことは、非常に大事なことと思う。しかし、問題は開業医の先生にとってだと思ふ。分娩数をすぐに開示できるのか。開示しなければ、患者に別の意味で評価される。そういう意味での自浄作用が、結果として出てくる。国際的にはどこの病院でも自らのアニュアルレポートを出しているのをみると、我々にそれが無いのが辛い。したがって、学会としても前向きな姿勢でお願いしたい」

佐藤理事「会長の言っていることで、具体的に何をどのようにするのがわからないので戸惑っている。私が言いたいのは、まず学会として何を最低限やらなくてはならないのか。今、学会でとるデータさえもきちんとしていないのに、それで統計をとっても、信憑性がなかったら意味がない。メタアナリスはともかく、コントロールスタディのプロトコルを学会が主導的に作り、全国規模でデータを集める体制作りが大切であって、データをただ集めればよいというのはおかしいと思う」

木下理事「先生のご発言はもっともであるが、それは次のステップである。リーダーとなる人たちは自分たちの臨床統計をきちんと公示していくという姿勢について議論している」

岡村理事「佐藤先生の意見ももっともだと思ふ。今我々に必要なのは、何が問題なのか、そのベースになるデータさえもないというのが現状だと思ふ。周産期委員会でも徐々にデータが集まり、そこからどういうものを学会としてまとめていくかということが検討されている。基礎データを集めることは非常に大事なことで、それから何がこの学会で問題なのかが浮かび上がってくる」

稲葉理事「やはりいつも外国に行ってしまうことであるが、日本の統計がない。これは

寂しいことだと思う。ただこれは難しい。例えば所属学会、県などに患者様の登録、あるいは症例報告を行うが、その場合、匿名が常識となっている。また、インフォームド・コンセントをとったかも重要である。現状では、実は、腫瘍統計に関してはまったく仕事ができなくなる。そこで、匿名化を担保するために、UMIN のシステムに切り替えている最中である。我々の施設では一年半ほど前から、外来、入院患者のすべてからインフォームド・コンセントをとっている。報告してよいか、承諾を得ている。このようなシステムを早く学会として薦めていただきたい」

藤井新会長「やはり産婦人科医会との共同作業になると思う。学会だけで統計をとるのは難しく、学会と医会との共同ワーキンググループで検討していただき、何らかの形で統計がとれる方向での道筋を立てていくことで検討する。この一年の間に新しいシステムを構築する体制を作るという方向でよろしいか」

村田理事「統計の使用目的が問題となるような気がする。欧米では、いわゆる開業医の先生方は皆一つのセンター病院に連れて行く。センター病院は、例えばアメリカでは、それに対して一つ一つのレポートを出すという義務がある。それにより、各開業医院のデータがすべて集まり、患者さんを全部把握できることになる。そのデータには信憑性がある。日本の開業医の先生方がどれくらいの患者さんを診ているのか、私には全然わかりませんが、そのデータがどれくらい正確かということが問題になると思う」

藤井新会長「信頼性の問題も大変重要ではあるが、まず現状を知る必要がある。そして、次第に新しいシステムが構築されればよい。まず、検討させていただくという方向で、足掛かりをつけさせていただけたらと思う」

大濱理事「今日 7 時からの藤井新会長のやる気満々を歓迎する。第二次学会のあり方検討委員会ができたような気がする。また、ドラスティックな変化が来ようとしているような気がする。今のような統計をとるとか、学会のあり方が変わってくるとなると、事務局の仕事も増えてくる。経費もかかるかもしれない、専任ドクターも多数必要かもしれない、事務職員の増員も必要かもしれないなど、検討すべきことが多い。先ほどの会告違反に関しても、従来は学会員に対する会告ですから、仲間うちのルール作りをしていたわけである。今後は、その会告に違反することは、学会からの罰だけではなく、社会的な罰則も受けるようになる。すなわち、学会の力が社会的な変化の中で変わってきつつある。早くしなければいけないが、同時に、慎重に進めなければならないという点につき、ご留意願いたい」

藤井新会長「今これを全部決めるということを上申したいのではなく、理事長制度に変わる時まで、一つの橋渡しとして何かができたらと思っている。こういった形での提案をさせていただきたいと思う」

本庄理事「国会、国会議員に対する交渉について、あり方検討委員会の中で是非検討していただきたい。少産の問題が今年は大事なポイントになると思うので、そのような意味でも宜しく願いたい」

藤井新会長「対社会、対行政への働きかけもこれからやっていかなければならない。それは是非やっていきたいと思っている」

以上の討議を踏まえ、産婦人科統計の整備に関して検討していくことが了承された。

丸尾新副会長の挨拶「第 59 回の学術集会長として選出され、今年一年は副会長としても補佐させていただくことになっています。いずれにしても、右も左もわかりませんが、ご指導いただきながら誠心誠意努めさせていただきます。どうか宜しく願い申し上げます

す」

Dr. Yoo Seok Chang の挨拶「本日、名誉会員としてこの理事会に参加させていただいていることを光栄に思います。今日、申し上げたいことが二つあります。来年 10 月、韓国で AOCOG を開催しますが、その時に日韓合同カンファレンスも同時に行う予定です。2005 年 AOCOG は、10 月 1 日から 5 日まで、土曜日から水曜日までです。今度の日韓合同カンファレンスはフリーコミュニケーションはせず、両国からの 3 名のスピーカーによるセッションのみ設けます。第 1 日目にオープニングセレモニーが午後 6 時からありますが、そのちょうど前の 2 時から 5 時までの 3 時間を使います。バンケットは第 3 日目の月曜日に開きます。2 番目は、来年の AOCOG のことですが、2 週間後の 4 月 28 日に韓国でインターナショナル・サイエンティフィック・プログラム・コミュニティが開かれます。遅くとも 7 月の末までには、セカンド・アナウンスメントをパブリッシュする予定です。昨日も申し上げた通り、AOCOG の成功は日本からの協力の如何によります。今度は、特に隣の国の韓国でやっているのですから、先生方宜しく願います。日本で開かれる 2007 年 AOCOG には韓国も力の及ぶ限り一生懸命お手伝いします。両国の kongress が本当に成功裡に終わるように宜しく願います。日韓合同カンファレンスについては、コーディネーターの中野先生を通していつでもアドバイスして下さい。また、AOCOG については、村田先生がサイエンティフィック・プログラム・コミュニティメンバーですから、先生を通じていつでもアドバイスして下さい。ありがとうございました」

藤井新会長「今 Chang 先生が話されたように、アジアオセアニア産婦人科学会においては、日本からの参加が非常に重要になるので、是非大挙して韓国に参って成功させるように努力し、そしてそのあと武谷先生がされます時には韓国からまた大挙して来ていただいて、お互いに助け合って成功にもっていくよう日本も頑張りますので、Chang 先生宜しく願います」

落合理事「野澤会長が会長職をおりられた後の理事としての業務内容に関して、常務理事会でご提案いただき、理事会で承認していただく」との発言があり、了承された。

藤井新会長の閉会の挨拶をもって、第 1 回理事会を終了とした。

以上